

国立大学法人高知大学広域異動手当細則

平成19年3月12日
規則第103号

最終改正平成22年11月22日規則第51号

(目的)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第27条の2の規定による広域異動手当の支給について、別に定める場合を除き、この細則に定めるところによる。

(事業場間の距離等の算定)

第2条 職員給与規則第27条の2第1項に規定する事業場間の距離及び住居と事業場との間の距離は、学長の定めるところにより、同項に規定する異動等（以下「異動等」という。）の前日に職員が在勤していた事業場の所在地及び当該異動等の直前の当該職員の住居から当該異動等の直後に当該職員が在勤する事業場の所在地までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定するものとする。

(住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合)

第3条 職員給与規則第27条の2第1項の住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合は、異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場との間を通勤するものとした場合における通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から当該相当すると認められる場合に該当すると学長が認める場合とする。

(広域異動手当を支給することが適当と認められない場合)

第4条 職員給与規則第27条の2第1項ただし書の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、職員が研修（6箇月以内の期間を定めて行うものに限る。）に伴いその在勤する事業場を異にして異動した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 当該研修の受講の直前に在勤した事業場（以下この条において「異動前の事業場」という。）から異動した場合（新たに採用された職員を対象とする研修（次号において「初任研修」という。）以外の研修の場合にあつては、当該異動に当たり当該研修の受講の直後に異動前の事業場への異動が予定されている場合に限る。）

(2) 当該研修の受講の直後に異動した場合（初任研修以外の研修の場合にあっては、異動前の事業場への移動の場合に限る。）

（職員給与規則第 27 条の 2 第 3 項の規定による広域異動手当）

第 4 条の 2 職員給与規則第 27 条の 2 第 3 項に規定する異動等に準ずるものとして学長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 11 条に規定する出向から復帰すること。

(2) 職員就業規則第 13 条第 1 項第 3 号の規定による休職から復帰すること。

（再異動等の後に引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等に係る広域異動手当）

第 5 条 職員給与規則第 27 条の 2 第 2 項又はこの条に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって職員給与規則第 27 条の 2 第 1 項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この条において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき、又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき、又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

2 前項の規定の適用を受ける職員が、職員給与規則第 27 条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合については、職員給与規則第 27 条の 2 第 4 項の規定を準用する。

（端数計算）

第 6 条 職員給与規則第 27 条の 2 及び国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 22 年規則第 42 号）附則第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び同条第 5 項に規定する広域異動手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の額とする。職員給与規則第 11 条、第 39 条第 3 項及び第 4 項、第 42 条第 3 項に規定する広域異動手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、

同様とする。

(確認)

第7条 学長は、広域異動手当を支給する場合において必要と認めるときは、異動等の直前の職員の住居、第2条に規定する距離その他の職員給与規則第27条の2に規定する広域異動手当の支給要件を具備するかどうかを確認するものとする。

2 学長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し異動等の直前の当該職員の住居等を明らかにする書類の提出を求めるものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、広域異動手当に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第103号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月22日規則第51号)

この細則は、平成22年12月1日から施行する。